

これは、一〇人以上の解雇が予測される企業に対して、週当たり二〇ポンド、一二カ月にわたる貸金助成を実施するもの。

5. 例えば、三月二四日のピアソン経済担当大臣による庶民院での答弁。

6. 例えば、ドイツ、フランスの失業給付制度は、前職の賃金水準が勘案されるが、イギリスについては基本的に提出の有無・年齢・家族構成等に応じた定額の給付。

【参考資料】

House of Commons' Office for National Statistics' TUC' CIPD' EEP' Personnel Today' BBC' Guardian' Belfast Telegraph 各ウェブサイト
(国際研究部)

アメリカ①

雇用統計、一九八〇年代前半の不況に匹敵—就業者数の減少期間など

労働統計局が三月六日に発表した雇用統計によると、二〇〇九年二月の失業率は八・一％に達した(1)。二〇〇七年三月に四・四％を記録し、翌月から上昇して増加している。八％以上を記録したのは一九八四年一月以来のことである(2)。失業者数は一二四六万人に及んでいる。今回の不況は一〇〇年に一度の危機的状況とも言われているが、

底入れがいつ訪れるのか、見通しは不透明なままだ。現時点の情勢を雇用統計の観点で過去の不況と比較すれば、既に一九八〇年代前半のレーガン政権発足間もない時期の不況に規模、長さとも匹敵するものに達している。

レーガン政権発足の数カ月後に直面した不況は一九八一年から一九八四年にかけて継続した。労働統計局発表の資料で非農業部門の就業人口の推移を見ると、一九八一年八月から一九八二年一月にかけて一七カ月間連続で減少し、その減少数の合計は二八三万人であった(3)。今回の就業者人口が増加から減少に転じたのは二〇〇八年一月からであり、これ以降一四カ月間にわたって合計で四三八万人減少となっている。一九八一年の就業者人口の減少数の労働力人口に対する割合と比較すると、一九八二年は二・五％、今回は二・八％減少となっている。



今回の不況におけるひと月の就業者数減少数では、二〇〇八年一月に約六八万人を記録し、労働力人口の〇・四％に相当する。このパーセンテージは一九八〇年代前半の不況期(一九八二年七月、同〇・三％≒三四万人減)をしのぎ、一九七五年二月の〇・四％(約三七万人減)に相当するものだ(4)。

一九八〇年代前半の不況時における失業率を振り返ると、一九八一年一月から一九八四年一月まで二七カ月間にわたり八％以上の水準が継続し、一九八二年三月から一九八三年九月までの一九カ月間にわたり九％以上の水準が継続した。このときは最高で一〇・八％(一九八二年一月、二月)を記録し、一九八二年九月から一九八三年六月までの一〇カ月間、一〇％以上の高い水準が継続した。

アメリカの予測専門家による経済予測「ブルーチップ」による調査が三月一〇日に公表され、二〇〇九年第四半期に九・二％に達しこれがピークになり、二〇一〇年までの平均失業率は九・一％になるだろうと予測している(5)。

また、失業の期間は長期化する傾向が見られる。雇用統計によると、二七週間以上の長期失業者数は二〇〇八年二月の一二九万人から二〇〇九年二月の二九一万人へと倍以上に増加している。一五週間から二六週間の

中期失業者数も一一〇万人から二三四万人へと一貫して増加傾向が見られる(6)。

〔注〕

1. 労働統計局ホームページ (http://stats.bls.gov/news.release/pdf/empst.pdf)
2. 労働統計局ホームページ (http://data.bls.gov/PDQ/servelet/SurveyOutputServlet?data_tool=at&est_numbers&series_id=LNS1400000)
3. 労働統計局ホームページ (http://data.bls.gov/PDQ/servelet/SurveyOutputServlet?data_tool=at&est_numbers&series_id=CES000000001&output_view=net_1mth)
4. 労働統計局ホームページ (ftp://ftp.bls.gov/pub/special.requests/ifaatl.txt)
5. Daily Labor Reports, BNA, Mar. 11, 2009
6. 労働統計局ホームページ (tableA-9)

(国際研究部 北澤謙)

アメリカ②

新規外国人労働者の雇用に
対し制限措置—バイ・アメリカン条項に関連して

政府が二月に決めた二年間で三五〇万人以上の雇用維持・創出をめざす総額七八七億ドルの景気刺激策(1)は、公共事業で米国製工業製品の調達を義務づける条項(バイ・アメリカン条項)を含んでいる。この条項に対しては、保護主義だとの批判も出ている。これに関連し、

あまり知られていないが、「アメリカ人労働者を雇用する法(the Employ American Workers Act)」も同時に成立している。この法律は政府の支援を受けた企業が、外国人労働者を雇用するためにアメリカ人労働者を解雇したり、新規に雇用する場合に外国人を優先することを禁じている。米国国土安全保障省市民権・移民サービス局は三月二〇日、同法に基づき、H-1Bビザ保有外国人労働者を新たに雇用する場合の必要要件を公表した(2)。

景気刺激策を目的とする「アメリカの経済回復・再投資法」が上院で議論された際、バーナード・センダー議員(無所属・バーモント州選出)は一五〇〇億ドルの政府支援を受けた二二億ドルの金融機関が過去六年間にアメリカ人従業員を解雇し二万一一八〇〇人以上のH-1Bビザ保有の外国人労働者を雇用し、しかも今後六年間有効となる新規の二万一一〇〇〇人分のH-1Bビザ発給を申請していることを指摘した。その上でアメリカ人をレイオフして外国からの人件費の安い労働力を採用することがないような措置が必要だと強調した(3)。チャールズ・グラッセル上院議員(上院金融委員会、共和党・アイオワ州選出)の支援もあって、アメリカ人労働者を雇用する法が成立した。市民権・移民サービス局がし

めした指針は次のような内容である。「資金需要と不良資産救済プログラム」(TARP)などに基づき政府の支援を受けた企業が、新規にH-1Bビザ保有外国人労働者を雇用すれば、その企業はH-1Bビザ依存企業と見なされる。通常、H-1B労働者依存企業というのは、従業員規模50人以上の企業で全従業員のH-1Bビザ労働者の占める割合が一五%以上である企業を指すが、今回の措置では従業員比率に関係なく政府支援を受けた企業が対象となる。H-1B労働者依存企業は、労働条件申請の際に連邦労働省の追加的な雇用証明の認証を受けなければならぬ。この追加的な審査によれば、事業主がH-1Bビザ保有労働者を雇用したい場合、申請に先立つ九〇日の間に、当該職務に相当するアメリカ人労働者を解雇した実績があると認証を受けられないことになる。なお、すでに雇用されている外国人労働者に関しては影響を受けない。

同法の実施にともない採用内定を取り消される外国人労働者が出てきている。「ウォール街から締め出される外国人就労者」と伝えるメディアもある(4)。また、景気刺激策による雇用創出の大きな柱に、建設業関連へ一〇四〇億ドルの資金投入が盛り込まれている。見込まれる雇用機会創出のうち、七人

に一人、約一五%が不法就労者向けになるとの指摘があり、何らかの対策が必要であるとの声があがっている(5)。対策のひとつとして、事業主による被用者確認の電子申請制度(E-Verify)強化があげられる。これは、事業主が、被用者の就労資格に問題がないか雇用する前にチェックするためのシステムである。不法就労外国人を雇用した場合の処罰が厳格化される傾向も見られる。

なお、H-1Bビザの二〇一〇年発給分の募集は四月一日から開始されるが、発給予定の人数枠は例年通りだとされている(6)。

[注]

1. 「アメリカの経済回復・再投資法 (American Recovery and Reinvestment Act of 2009)」
 2. 国土安全保障省市民権・移民サービス局ホームページ (1) (http://www.uscis.gov/files/article/H-1B_TARP_20mar2009.pdf) をよむ "Daily Labor Report", Mar. 23, 2009
 3. "Daily Labor Report" BNA, Feb. 9, 11, 2009
 4. nikkei BNet ニュース (<http://www.nikkei.jp.co.jp/article/column/20090313/138902/>)
 5. 元資料は以下のページ (<http://www.forbes.com/2009/03/09/foreign-workers-visas-business-banks.html>)
 6. 移民研究センターホームページ (<http://www.cis.org/SenateStimulus/>)
- 二月上旬の景気刺激策審議中の試算では、二〇〇万人分の雇用機会

が見込まれ、三〇〇万人分が不法就労者向けになってしまうとの指摘。
6. 国土安全保障省市民権・移民サービス局ホームページ (2) (http://www.uscis.gov/files/article/H-1B_Filing_20mar2009.pdf)

国際研究部 北澤謙

ドイツ①

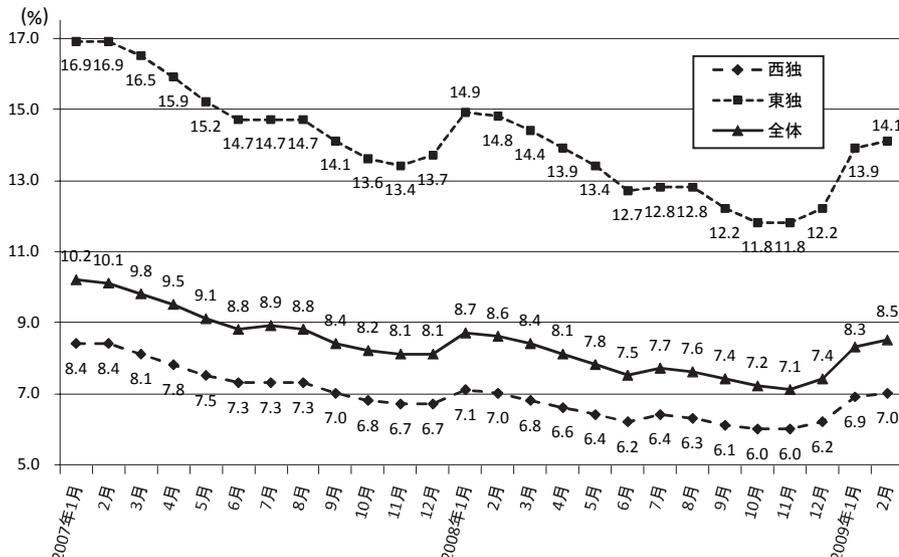
操短手当の申請、七〇万人突破——二月の失業率は八・五%に

金融危機に端を発する昨年来の景気低迷の影響が、ここ数年順調な回復基調にあった雇用指標にも及んできた。低下傾向にあった失業率(季節調整前、国内基準)は、昨年二月以降上昇に転じ、二月の失業率は八・五%、失業者数は三五五万二〇〇〇人に及んだ。雇用情勢の急激な悪化を背景に操業短縮手当の申請も急増しており、二月の対象労働者数は七〇万人を超えた。

失業率、二月から上昇へ

失業率(季節調整前)は昨年一月まで低下を続けてきたが、二月に上昇に転じ、前月比〇・三ポイント増の七・四%、今年一月には一・〇ポイント悪化して八・三%と、一気に八%台まで跳ね上がった。連邦雇用庁がこのほど公表した二月の失業率は、前月よりさらに〇・二ポイント上昇し、八・五%となった

図1 失業率の推移 (2007年1月~2009年2月)



注: データは原数値
資料出所: 連邦政府ホームページ

(図1)。地域別では、東独地域(一四・一%)が西独地域(七・〇%)のほぼ二倍だった。失業率(季節調整前)の推移をみると、昨年一月時点では二九八万八〇〇〇人と三〇〇万人を割っていたが、その後三一〇万二〇〇〇人(〇八年二月)、三四八万九〇〇〇人(〇九年一月)、三五五万二〇〇〇人(〇九年二月)と漸増している。一

月から二月の失業の増加幅がある程度抑制されたのは、操業短縮手当制度の活用が進んでいるためとみられている。
他方、失業の増加に応じて就業者数も減少に転じており、四〇八四万人(〇八年一月)から、四〇五八万人(〇九年一月)、三九八五万人(〇九年二月)とわずかに二カ月間でほぼ一〇〇万人減少した。なお、ILO基準

による季節調整後の失業率は、一月に七・三％、二月に七・七％だった。

操短手当の適用範囲拡大、有期・派遣労働者にも

失業の増加に伴い、操業短縮手当制度（以下、操短手当とする）の活用が急増している。制度は一九六九年に創設されたもので、企業が経済的要因等により「労働時間短縮」を行って労働者の雇用を維持する場合、企業が連邦雇用庁に申請すれば、「労働時間短縮」に伴う賃金減少分の一部（減少分の六〇％、扶養義務がある子供を有する場合は六七％）が補填される。手当は、①事業所内で操業短縮について合意があること②経済的理由等やむを得ない事由による操業短縮であり、それを回避するあらゆる措置を講じたこと③従業員の三分の一の労働者が一〇％以上の給与の減少があること④事前に操業短縮を行う旨を連邦雇用庁に申請すること——を要件として、支給される。

政府は、金融危機後の一連の景気対策で、この制度の拡充策を講じた。第一次景気対策ではまず、今年一月から〇九年末までの期限措置で、これまで二カ月だった最長支給期間を一八カ月に延長した。さらに二月二〇日に連邦参議院で可決した第二次景気対策では、二〇一〇年末までの期限措置で、①操業短

縮に適用される社会保険料の半額を国が負担する（操短期間中に職業訓練に参加する労働者については、全額国が負担する）②経済的かつ不可避な事由に基づいて労働者の一カ月の総報酬額の一〇％以上が削減されれば「操業短縮」の要件を満たすこととし、対象労働者を「企業の新従業員（三分の一以上）」とする従来の要件を撤廃する③派遣労働者及び有期労働者にも制度適用する——など適用範囲拡大を中心とする制度拡充を盛り込み、二月に遡って実施されている。

操短手当の申告件数は、ここ数カ月で大幅に増えている（表1）。申請企業数で見ると、〇八年九月には僅か一四九一件（このうち景気悪化を理由とするものは一三四件）だったが、一月には一万七七七件（同六二九一）、〇九年二月には一万九七九三件（同、一万六八七〇件）に増加した。対象労働者数で見るとこの傾向は一層浮き彫りになる。昨年九月には二万七〇三四人に過ぎなかったが、一月には四〇万三九八九人（このうち、景気悪化を理由とする対象労働者数は二九万五〇五二人）、今年二月には七二万三八七一人（同、七〇万三三八人）に膨れ上がった。産業別では製造業の申請が突出しており申請企業数全体の五割強を占めた。連邦雇用庁は、申請ベースの

みならず、昨年一二月までの支給（実績）ベースの数値も明らかにしている。それによると、昨年一二月の支給件数は、企業数ベースで一万七三二五件（う

表1 操短手当の申請件数（企業数ベース、労働者数ベース）

（単位：件、人）

	2008年												2009年	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
企業数	4,242	2,185	3,232	1,519	1,534	1,413	974	1,491	2,638	7,197	17,777	17,370	19,793	
うち、景気理由の 後退する	1,194	1,052	2,998	1,415	1,344	1,249	868	1,234	2,178	4,208	6,291	10,577	16,870	
労働者数	39,155	23,477	33,324	17,680	19,394	16,906	13,532	27,034	57,237	164,375	403,989	345,990	723,871	
うち、景気理由の 後退する	15,248	12,276	30,259	15,247	15,883	12,916	12,091	21,173	51,667	136,768	295,502	290,774	700,038	

資料出所：連邦雇用庁ホームページ Statistische Auswertungen zum Kurzarbeitergeld (<http://www.pub.arbeitsagentur.de/hst/services/statistik/detail/s.html>)：Februar 2009, Tabelle 03, 04.

（注）2009年2月の数値は暫定値。



【参考資料】
連邦雇用庁ホームページ、連邦政府
ホームページ、海外委託調査員月
例報告

（国際研究部）

ち景気後退を理由とするものが六八四件）、労働者数ベースで二七万四七二人（同、二〇万七八〇人）だった。労働時間の短縮割合別に支給対象労働者数の内訳を見ると、五〇％未満の労働時間短縮対象者が八割を超え大半を占めた。

ドイツは今年一月から雇用保険料率を引き下げたばかりだが、連邦雇用庁のワイス長官は、「これまでの蓄積で一七〇億ユーロの任意積立金があるものの、このペースだと今年度半ばには財源が枯渇する可能性も考えられる」などとコメントし、操短制度活用が進むなかで連邦雇用庁の財政状況への懸念を明らかにしている。

ドイツ②

連邦参議院、最賃関連二法案を可決——改正法成立へ

連邦参議院（上院）は二月三日、最低賃金関連二法案（労働者送り出し法および最低労働条件法）を可決した。法案は昨年七月閣議決定に至った後、数々の修正審議を経て、ようやく成立に至った。最大の争点だった労働者派遣業は、労働者送り出し法の適用対象から除外された。もう一つの争点だった実施監督については、最終的に連邦税関当局に一元化されることで収束した。二つの改正法はいずれも協約自治を補完するもの、従来から存在する労働協約法の一般の拘束力宣言制度と併せると、最賃設定手法が全部で三つ存在することになる。今回の改正を踏まえ、同国の最賃設定手法をあらためて整理してみた。

《三つの最低賃金設定手法》

（一）労働協約法第五条——一般的拘束力宣言

ドイツは、ナチス時代に労働条件が国家により直接規制された歴史から、第二次大戦後は賃金決定を含む労働条件決定は「労使自治」による労働協約システムに委ねられてきた。だが、

近年の組織率や協約適用率の低下による労使自治システムの弱体化に加え、東西統合、グローバル化による競争激化、近隣諸国からの低賃金労働者の流入などの影響で、労働協約だけに委ねて賃金の下限を定めることが困難になった。こうした流れで、あくまでも労働協約システムを補完する格好ではあるが、今回の改正法が成立した。

まず、従来から存在した部門ごとの最賃設定手法として、労働協約法第五条に定める一般的拘束力宣言制度を用いた協約拡張メカニズムがある。労使が申請する場合、①部門の労働協約が労働者の五〇%以上をカバーしていること②労使代表各三人で構成する協約委員会の同意（労使団体から各々三人の代表により構成され、多数決または少なくとも使用者代表一人の同意があること）——を条件として、連邦労働社会相が当該協約について一般的拘束力宣言を命ずる。

当該協約が部門の最低賃金を定めている場合、この方式によつて最賃を設定することが可能だ。だが、協約委員会の同意を得るのは、極めてハードルの高い要件で、この手法が部門統一的な最賃設定機能を果たすこととはごく稀なケースとなっている。また、この手法は、海外から派遣されてきて建設プロジェクトなどで一時的に就労する外

国人には適用できないため、EU域内から流入する労働者の賃金ダンピングを阻止できない。

（２）労働者送り出し法——六業種で新たに最賃設定

そこで第二の手法として浮上したのが、「労働者送り出し法（国境を越える役務供給における強制的労働条件に関する法律）」による最賃設定だ。同法は、建設事業のためにドイツに派遣されてくる外国人労働者に対する賃金ダンピングの防止を目的として、EU海外派遣指令九六／七一の国内実施法として九六年に制定されたもので、建設業の最低賃金率を定めた労働協約に一般的拘束力宣言を付して、当該協約を外国人労働者にも適用することができるようにした。この法律では、労使の申請があれば、協約委員会の同意がなくても一般的拘束力宣言が出せるという点で、従来の手法よりハードルが低い。今回の改正に先立って、この手法により最賃が定められている業種は、建設業、建設関連電気・塗装・解体業、建設清掃業、郵便サービス業である。

今回の改正では、労働協約適用率が五〇%を上回る部門を対象に労使からの申請を受け付け、同法による最賃適用業種を拡大した。申請があったのは、警備介護、ゴミ処理、失業者の継続訓練、業務用繊維クリーニング、

労働者派遣、林業サービス——の八業種だったが、申請後の連邦作業部会の審議で労働者派遣業と林業サービスは除外された。一般的拘束力宣言を付された労働協約に定める最低賃金は、使用者が国内企業であるか外国企業であるかにかかわらず、また労働者の出身国を問わず、ドイツ国内の当該部門におけるすべての使用者及び労働者に適用される。当該部門で他の協約にカバーされる労使、あるいは協約にカバーされていない労使を含め、最賃については、改正法により一般的拘束力宣言が付された協約最低賃金が適用されることになる。

（３）最低労働条件法

三つ目は、一九五二年に制定されて以来一度も適用実績がなかった最低労働条件法の改正による最賃設定だ。今回の改正では、カバー率が五〇%未満の協約しか存在しないか、または協約がそもそも存在しない部門における最賃設定手法を定めた。

まず、常設の中央委員会（議長、連邦労働社会省二人、労使代表各二人で構成）が「社会的歪み」のある経済部門の有無を認定し、最低賃金決定、改正または廃棄を行う必要性を判断する。そこで必要とされた場合、専門委員会（議長、労使代表各三人で構成）が具体的な最賃額を提示する。連邦労働社会省が

これに同意した場合、連邦政府が当該最賃額を法規命令として発する。同法の手続によつて定められる最賃は、使用者が国内企業であるか外国企業であるかにかかわらず、また労働者の出身国を問わず、ドイツ国内の当該部門におけるすべての使用者及び労働者に適用される。

ただし、〇八年七月一六日（同法案の閣議決定日）以前にすでに存在していた労働協約及びその後続協約の有効期間中は、当該協約に定める最低賃金が存在すれば、当該協約が同法に定める最低賃金に優先する。

今後の課題——労働者派遣業における最賃規制の行方

今回の改正論議で最大の争点だった労働者派遣業が送り出し法の適用対象外となったことを受け、連邦労働社会省は、派遣業の最賃については労働者派遣法によつて個別に規制する代案を検討中で、連邦政権委員会もこの方向性については同意している。労働者派遣法に公序良俗に反する賃金設定の禁止規定を設ける案や、労働者派遣法に定める均等待遇原則を徹底する案などが浮上しているが、具体的な内容は今後の検討に委ねられる。

【参考資料】
連邦労働社会省ホームページ

（国際研究部）

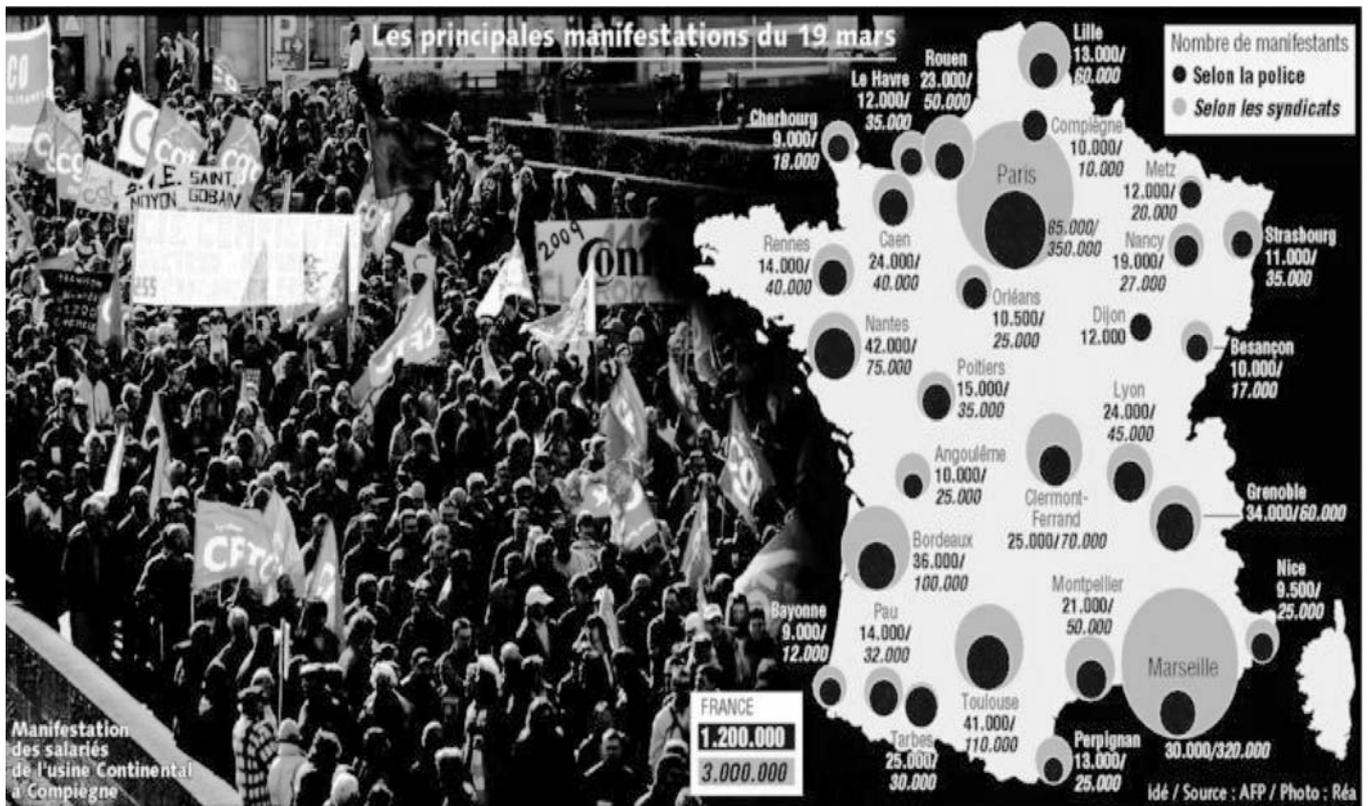
フランス

政府、政策変更を依然拒否——二度目の大規模スト・デモに抗し

フランス政府が二月二五日に発表した雇用統計によると、一月から一カ月間で、失業者数が九万人以上増加した。これは、過去最高の増加数で、とくに、男性や若年者の失業者数の増加が著しい。雇用情勢が悪化の一途をたどるなか、政府は経済・雇用対策を打ち出したものの、景気状況の好転は見込めず、国民の不満が三月一日の大規模スト・デモという形で爆発した。政策変更を拒否する政府に対し、労組側は五月一日にも大規模スト・デモを実施する予定だ。

失業者数増加の一途、求人数は大幅減

政府によると、無期かつフルタイムの雇用を求めて、公共職業安定所（Pôle emploi）旧 ANPE）に登録している者で、一時（臨時）就労が一カ月に〇（七八時間までの求職者）カテゴリー（一の求職者）は、二〇〇九年一月から一カ月間で九万二〇〇〇人（四・三%）増加し、二月末には二二〇万四五〇〇〇人に達した。失業者数が二二〇万人を超えたのは、二〇〇六年上半期以来のことである。また、一カ月間の失業者の増加数として



デモ参加者数

黒が警察発表(合計120万人) / グレーが労組発表(合計300万人)

Les Echos 2009年3月20日

は、これまで最高であった二〇〇八年一月(六万四〇〇〇人増)を大きく上回り、歴史的な記録となった。年間では、一年間で二万九千〇〇〇人(一五・四%)増加したことになる。

二〇〇九年一月末時点でのカテゴリー別の求職者を年齢別にみても、二五歳未満が大幅に増加し(前月比五・一%増、前年比二・三・一%増)、四一歳以上五〇歳未満では一四六万五八〇〇人(前月比四・一%増、前年比一・三・九%増)、五〇歳以上は三二万二五〇〇人(前月比三・九%増、前年比二・二・八%増)であった。性別では、一月末時点で男性は一一八万六〇〇〇人(前月比五・五%増、前年比二・一・八%増)であったのに対し、女性の増加率は低く(前月比二・九%増、前年比八・七%増、一〇一八五〇〇人であった)。

長期失業者数も増加している。二〇〇九年一月末時点で、カテゴリー別の求職者のうち求職者登録の期間が一年を超える求職者は、前月比で三・八%増加、前年比で八・六%増加し、五三万三〇〇〇人であった。長期失業者の内訳を前年と比較すると、求職者登録期間が一年以上二年未満の失業者が一三・五%増加したものの、同一年以上三年未満では三・五%増に過ぎなかった。

このことから、昨年の雇用情勢の悪化の影響を受けて、一昨年に失業した者の再就職が困難な状況に陥っていることがうかがえる。

失業者数の増加に対して、求人数は大幅な減少を記録している。二〇〇九年一月に公共職業安定所に提出された求人数は、二二万三〇〇〇件で、前月比一五・四%減、前年同月比で二九・三%減となった。とくに、契約期間が長期にわたる雇用の求人減少が著しい。具体的には、契約期間が一カ月未満の短期雇用の求人は、前年比二〇・九%減であるのに対して、一カ月以上六カ月未満の契約期間の求人は三二・六%減、六カ月以上の契約期間の雇用の求人は三五・三%減となっている。

政府、総額二六億ユーロの生活支援策

経済・雇用情勢の急激な悪化を受け、二月一八日、不況対策を協議するために労使代表を大統領府に集めたサルコジ大統領は、総額二六億ユーロ(約三〇〇億円)にのぼる生活支援策を示した。その主な内容は、①被保険者としての期間が短いために失業手当を受給できない失業者に対して、五〇〇ユーロの特別手当を四月から支給する②雇用と職業訓練のために総額三〇億ユーロ(国庫負担五〇%)の「社会投資基金」を創設する

③従業員の一部帰休やリストラを実施した企業の経営者の報酬を削減する——など。

この他、低所得世帯向けの所得税減税や一時帰休手当の引き上げ、介護や育児サービスを受けている世帯やサービス必要としている求職者向けに一世帯あたり二〇〇ユーロの家庭向けサービスのクーポン券を支給し、家庭向けサービス部門の雇用創出を図るなどが盛り込まれたが、法定最低賃金(SMIC)の引き上げや若年・高齢者の雇用対策を求める労組側は、「これまで政府がとってきた企業支援に比べて、あまりにも規模が小さすぎる」と強い反発を示した。

世論調査でも「生活支援策は効果が無い」とする国民は六〇%にのぼった。

二回目のゼネスト、前回は上回る参加者

八つの労組(CGT、CFD、CFE、CGC、CFTC、FO、FSU、UNSA、SUD)は、二月二三日に集結し、「二〇〇九年三月九日への呼びかけ」と題する共同声明を発表し、金融危機における雇用維持の優先、購買力の向上、賃金政策における不平等の是正、雇用や購買力を通じた経済の活性化などを求めて、一月二十九日に続く二度目の全国スト・デモを三月九日に展開することを宣言した。スト当日は、フランス国鉄や

エールフランス、学校、郵便局といった公共部門の職員だけでなく、銀行や自動車関連産業といった民間部門の労働者もストに参加した。国鉄では新幹線TGVの運行が通常の半分程度になるなど、乗客に大きな影響が見られた。ただ、パリでは、市内の地下鉄やバスなどの運行は、ほぼ通常通りであったため、市民生活に大きな影響は出なかった。

各地でデモ行進が行われ、パリやマルセイユ、ボルドーなどの大都市をはじめ、レンヌやアル・アーヴルなどの中規模程度の町でも多くの参加者でにぎわった。デモには、病院や福祉、高等教育機関関係者、民間企業の社員、退職者、失業者、野党員など様々な人々が参加し、参加者数は労組側発表で三〇〇万人(警察発表で二二〇万人)にのぼり、前回を上回り、サルコジ大統領就任(二〇〇七年五月)以来、最大のものとなった。

追加の財政出動打ち出さず

民間企業の労働者も参加し、全国的動員に成功した労組側は、「賃金労働者たちの意志の強さ、そして彼らの変化を真に欲している」ということを、また、国民が社会正義を求めていることを示すいい機会となった」と高く評価した。各種世論調査でも、今回のスト・デモを指示する国民が七五%前後という結果が出



ている。しかし、フィヨン首相は、同日夜のテレビ出演で「経済危機は世界的なもので、デモが危機を解決するのではない。逆に重要なのは、統一(unite)である。我々はすでに多くの手段を講じており、その効果も感じられ始めている」とし、財政出動の伴う対策を今後追加する考えのないことを明らかにした。経済・財政・雇用省は、三月二日、①二〇〇九年の国内総生産(GDP)の成長率はマイナス一・五%となる②景気悪化による税収減と景気下支えのための財政出動の増加で、財政収支の赤字はGDPの五%まで拡大する③民間部門で三〇〇万人以上の雇用が失われる——とする経済予測を発表した。二〇〇九年の経済成長がマイナス一・五%となった場合、失業者数は三万七五〇〇〇人増加するという予測も出ている。

こうした経済・雇用情勢の悪化の流れを止めることを求め、八労組は、政府や雇用者に圧力をかけるため、運動の新たな山場として「五月一日をデモの日と決定する」とする共同声明を三月三日発表した。

(国際研究部 町田敦子)

韓国

雇用情勢の悪化を受け、政府が追加の雇用対策を実施

労働部は就業者数の減少と失業者数の急増に見舞われる現下の厳しい雇用情勢に対処するため、雇用創出と雇用維持支援を主眼とする四兆九〇〇億ウォンにのぼる緊急措置を補正予算案に盛り込んだ。この追加措置により、五五万人の新たな雇用創出をめざす。

二月の失業者手当受給者、前年同期比七六・六%増

二月の雇用失業情勢は、就業者数が前年比〇・六%減の二二七四万二〇〇〇人、失業率が前年比〇・四ポイント上昇の三・九%、失業者数も同一〇万五〇〇〇人増の九二万四〇〇〇人に達するなど、各指標は引き続き悪化を示している(表参照)。また労働部がこのほど発表した二月の失業者手当受給者数は四〇万四二八人に達し、失業給付

表 金融危機以降の雇用失業情勢

	10月	11月	12月	1月	2月
就業者数	2384.7	2381.6	2524.5	2286.1	2274.2
対前年比%	0.4	0.3	-0.1	-0.5	-0.6
雇用創出数	9.7	7.8	-1.2	-10.3	-14.2
失業者数	73.6	75.0	78.7	84.8	92.4
対前年比増減	+3	+17	+51	+73	+105
失業率	3.0	3.1	3.3	3.6	3.9
対前年比ポイント	±0	+0.1	+0.2	+0.3	+0.4

資料出所：統計庁 Web

総額は前年同月比で約四割増となる三一〇三億ウォンにのぼった。これらは失業保険制度が一九九六年に全面導入されて以来の最も高い数字となる。失業者手当受給者のうち、初めて受給する者は二〇〇八年一月の九万三〇〇〇人から一月二月八〇〇〇〇人に増加、二月は一〇万八〇〇〇人と落ち着いたものの、前年同期比では七六・六%増となった。また、同月の雇用安定事業による雇用調整助成金の支給総額も制度導入の一九九六年以来の最も高い水準となり、助成金対象者数一四万二〇七三人、助成金支給総額は二九六億ウォ

ンに達した。対象者数は前月比四・四倍、前年同月比で実に三倍となる。韓国の雇用調整助成金は日本の雇用調整助成金と同様に景気変動や産業構造の変化等に伴い事業活動の縮小を余儀なくされる企業が従業員の解雇を行わず、休業や職業訓練を実施する場合に支給される。こうした失業手当及び助成金の受給者等の急増は、国内経済の悪化に伴う雇用情勢の急激な悪化を反映したものである。

五万人の雇用創出を見込む

このような雇用情勢のさらなる悪化を受け、政府内では追加の経済・雇用対策の検討が進められていたが、今般、労働部は二〇〇九年一月に発表した総額五兆四〇〇億ウォンに上る雇用対策の実施に加え、さらに四兆九〇〇億ウォンの追加措置を講じることを発表した。

今回の追加の措置は三月末に国会提出が予定される二九兆ウォン規模の補正予算案の目玉のひとつとなる。李明博大統領が「労使民政・非常経済対策会議」の場で「雇用創出が政府の今年一番の目標になる。他の予算を削って雇用創出関連予算を増額するつもりである」と述べたように、同追加対策により、約五五万人の雇用創出を見込んでいる。以下の内容が具体的な雇用創出とその目標人数である。

○公的部門における臨時雇用（六カ月程度）の創出——四〇万人

○公立小中学校における学習補助実習生の採用——二万五〇〇〇人

○公共施設や中小企業等において採用された大卒未就職者等の実習生に対する貸金助成——一六万八〇〇〇人

○植林、養護施設などにおける直接雇用創出——三万三〇〇〇人 など。

また、雇用維持、再就職支援としては、ワークシェアリングの一端で労働者が無給休暇に入った場合に平均賃金の四〇％までを一定期間支給するほか、建設等の日雇労働者への職業訓練プロジェクトなどが盛り込まれた。さらに最近の失業率の上昇、失業者の急増を踏まえて失業手当予算も一・六兆ウォンまで増額されている。

【資料出所】

統計庁 Web、労働部 Web、NNA 関係記事

中国

厳しさを増す二〇〇九年の雇用情勢

金融危機の影響は中国の雇用市場にも打撃を与えている。中国社会科学学院によれば、中国都

市部の失業率はすでに九・四％にまで達しているとの見方もある。この数値は、政府が今年度当初発表した二〇〇八年都市部の登録失業率四・〇％の二倍以上に相当する。

中国社会科学学院人口・労働経済研究所の張副所長は二〇〇八年一月二十九日に公表した『社会白書』に関し、「新規大卒者の就職がとくに深刻で、二〇〇九年には六一〇万人大卒者の約四分の一に当たる一五〇万人前後の就職が困難になると見られている。しかし、さらに厳しいのは農民労働者問題」とコメントしている。さらに同副所長は、「現在の状況は主に輸出指向型企業のリストラ、営業停止、倒産等に起因しており、多くの農民労働者が予定を繰り上げて帰郷する意向を持っている」と述べた。現在、中国には約二億三〇〇〇万人の農民労働者がいるとみられているが、このうち約一億三〇〇〇万人は出稼ぎ労働者である。

中央農村業務指導室の陳主任は二月二日、農民労働者を比較的多く送り出している一五〇の農村に対して実施したサンプリング調査に言及し、「旧正月前に故郷に戻った農民労働者は三八・五％いたが、このうち六〇・四％が旧正月のための通常の帰郷であり、旧正月が過ぎればまた都市部に戻り仕事を始める人々だった。つまり、旧

正月前に帰郷した農民労働者のうち三九・六％は仕事を失ったか、あるいは仕事が見つからず故郷に戻ったということを意味している。この数字から推測すると、一億三〇〇〇万人の出稼ぎ農民労働者のうち、約二〇〇〇万人の農民労働者が失職している可能性がある」と分析している。

失業問題の深刻さは二〇〇八年の第3四半期から次第に顕現化してきた。人的資源・社会保障部の張副部長によると、二〇〇八年九月まで基本的に安定していた中国の雇用情勢は、一月に入り三つの変化が生じた。まず、都市部で新規就職者数の増加が鈍った。次に企業の労働需要に減少が見られ、その後企業の既存ポストの喪失が顕在化した。

第一期全国人民代表大会第二次会議の席上、人的資源・社会保障部の尹部長は中国の現在の雇用情勢について「中国の経済成長がスピードダウンしたことで、雇用情勢に直接的な影響が生じている。二〇〇八年の第4四半期の都市部の登録失業率は四・二％に達し、過去三年間で最悪の水準となった。農民労働者の失業はより深刻である。また、モニタリングしている一五の重点都市では、昨年第4四半期から約四〇％の企業で雇用ポストが減少した。この数字から推算すると、全国で約三〇〇

万人分の雇用が失われたことになる」と述べた。厳しい雇用情勢に直面し、中国政府もこの事態に極めて高い関心を寄せている。

政府は第一期全人代表第二次會議の政治業務報告において、二〇〇九年の経済成長率は八％前後、都市部の登録失業率は四・六％程度になるとの予測を示している。

【資料出所】

『中国労働保障報』二〇〇九年二月四日第三版

『北京晚報』二〇〇九年三月一日 第二版他

政府広報： http://www.gov.cn/2009jh/content_1250945_2.htm

（国際研究部）